

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体の部分は、前回（第 16 回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■ 事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1	造成計画におけるグリーンインフラの検討に関する記述が不十分です。切り盛りの形状の中でのグリーンインフラの考えがあれば、教えてください。 [6/28 審査会]	道路に出来る法面や農地の斜面は、グリーンインフラの観点を取り入れ、斜面地に保水できる構造を考えていきたいと考えています。 [6/28 審査会]	補足資料 1 で説明済 [7/27 審査会]
		切り盛り境のグリーンインフラの処理が非常に重要であることから、地形的な配慮をグリーンインフラ計画として検討してください。 また、その計画の中で盛土の厚さを具体的に記載してください。 [6/28 審査会]	-	
	A-2	調整池 1、2、5、6 は地上式と記載されていますが、調整池 3、4 は地下に何か造ることを考えているのですか。 [6/28 審査会]	調整池 1、2、5、6 がオープン地上式で、調整池 3、4 が地下の調整池を想定しています。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	A-3	調整池の地下化は（動植物の）分断の要因となることから、地下化する必要性、構造や接続方法について、現在の検討内容を教えてください。 [6/28 審査会]	地上式調整池も堀込み式であり、地下式の違いは蓋をかけるかどうかです。 調整池 3、4 は上部を公園として利用できるようにするため、蓋掛けとしました。 [6/28 審査会]	補足資料 2 で説明実施 [7/27 審査会]
		仮に透水性舗装なども考えるのであれば、暗渠化した河川にどのように排水していくのか、雨水排水計画をもう少し具体的に示すべきです。 [6/28 審査会]	持ち帰ります。 [6/28 審査会]	
A-4	排水計画と併せ、切り回し河川の形態の妥当性を可能な限り定量的に明記してください。 [6/28 審査会]	-		
A-5	地形的に検討すべき点（豪雨時にどの程度の調整量があるかなど）が多々あることを考慮して、調整池の容量の根拠を示してください。 [6/28 審査会]	-		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-6	相沢川の最終的な土地被覆面の高さは、暗渠化により繋がるのですか。その場合、どのような空間になるのですか。 [7/27 審査会]	相沢川の暗渠化する位置は、窪んでいるところの自然地形を活かした形で考えており、東西の山の部分の下辺りの計画です。窪んだ部分を埋める計画ではありません。 [7/27 審査会]	補足資料 14 で説明済 [8/31 審査会]
		相沢川について、現状の河川沿い空間の水辺空間への活用と暗渠化の両立を考えたということですか。 [7/27 審査会]	その通りです。 [7/27 審査会]	
		区域内道路 3 号部分の相沢川の暗渠化はどのようなイメージ（道路脇の側溝など）になるのですか。また、完全閉鎖で周辺には緑地を残さないのですか。 [7/27 審査会]	（雨水）幹線並みの暗渠を道路下に埋設する計画です。 この区間は、完全閉鎖で周辺には緑地を残さない考えです。 [7/27 審査会]	
		河川の暗渠化について、現在の川に沿った部分とそれ以外の暗渠化の考え方を記載してください。 [7/27 審査会]	はい。 [7/27 審査会]	
	A-7	補足資料 2 について、大まかな雨水排水計画（調整池や暗渠化する河川への排水方法）はある程度立てておく必要があります。特に調整池に排水する場合は流入量に大きく関わってきます。 [7/27 審査会]	雨水の関係については、可能な限り最新版を載せていきたいと考えています。 [7/27 審査会]	補足資料 28 で説明済 [9/30 審査会]
		評価書の段階では、きちんと検討した結果を記載してください。 [7/27 審査会]		
	A-8 ※	水辺空間の整備について、土地区画整理事業と公園整備事業のどちらの事業で行うのか、また、各事業における整備内容や範囲を明確にしてください。 [7/27 審査会]	次回、お示しします。 [7/27 審査会]	補足資料 21 で説明済 [8/31 審査会]
	A-9	【審議での指摘事項等】 報道によると、テーマパーク誘致撤退等、花博後の再開の計画に少し変更が生じていると思います。本事業のバックグラウンドとして非常に大きいため、一度、説明いただきたいです。 [7/27 審査会]	【事務局回答】 その辺りの計画がどのようになっているのか、事業者に確認します。 [7/27 審査会]	補足資料 13 で説明済 [8/31 審査会]

※ 同日審議の関連事業における指摘、質問事項等

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-10	<p>補足資料 27 において、平場の確保の必要性として避難地を挙げていることについて、避難地の配置をどのように考えて、平場確保の必要性を記載しているのですか。 [9/30 審査会]</p>	<p>大規模発生時は消防・警察・自衛隊を受け入れて広域的な応援活動を行う予定のため、ある一定の平場が必要だと考えています。 調整池 3 は規模が大きく、平面的な利用も結構考えられている（ヘリコプターの着陸も想定）ため、平場を一番確保できる空間と想定しており、消防や避難計画を生む拠点となる施設も考えていることから、ここに平場を設けたいという観点から地下式を選定しています。 [9/30 審査会]</p>	<p>説明済 [9/30 審査会]</p>
	A-11	<p>換地設計における適切な配置を根拠立てるため、新たに創出する生息環境が避難ルートになる可能性の有無や、消防・警察・自衛隊を受け入れる範囲など、避難計画を具体化してください。 [9/30 審査会]</p>	-	<p>補足資料 47 で説明済 [11/11 審査会]</p>
	A-12	<p>調整池 3 について、地下式にすると（補足資料の説明で）言われたように聞こえたのですが、地上式調整池ということでしょうか。 [9/30 審査会]</p>	<p>調整池 3 と 4 を地下式という形で準備書を作成しましたが、今回、調整池 4 については地上式にするという説明（補足資料 27）です。 [9/30 審査会]</p>	<p>説明済 [9/30 審査会]</p>
	A-13	<p>【意見陳述後の指摘事項等】 河川の暗渠化のような重要なことが方法書段階では示されず、環境影響評価の準備書段階で示されたことについて、説明してください。 [10/27 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 事業者に伝えます。 [10/27 審査会]</p>	<p>補足資料 52 で説明済 [11/11 審査会]</p>
	A-14	<p>暗渠化は時代に逆行しており、最近では三面コンクリート張りの河川等を多自然型等に整備し直す方法が主流であり、本来追求されるべき方向性であると考えます。現在の生態系に配慮した暗渠化以外の工法を検討しなかったのか、説明してください。 [10/27 審査会後]</p>	-	<p>補足資料 52 で説明済 [11/11 審査会]</p>
	A-15	<p>河川の暗渠化を行った近年の事例を可能な限り紹介してください。 [10/27 審査会後]</p>	-	<p>補足資料 53 で説明済 [11/11 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画		<p>【意見陳述後の指摘事項等】</p> <p>水田については、生物多様性条約 COP10 で重要な場所と決議されています。このような水田がある谷戸が実際に無くなる部分というのは、審査会の審議の中にも入っていて然るべきであったと考えています。 [10/27 審査会]</p>	-	<p>補足資料 52 で 説明済 [11/11 審査会]</p>
	A-16 ※	<p>米軍の土地であるから守られている自然があり、日本に土地が返還された途端に自然が壊されてしまう事例が結構あります。可能な限り自然を残して欲しいため、再度検討してください。 [10/27 審査会]</p>	-	
		<p>供用後における農業振興地区での水田を含む農地の扱い、環境学習、市民菜園等についても確認すべきです。 [10/27 審査会后]</p>	-	
		<p>自然の土や緑地等、コンクリートで覆われない面積の割合を教えてください。また、ヒートアイランド対策はどのようになっているのですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>区画整理事業全体では、公共施設、道路等については舗装していきます。道路の舗装の種類（浸透するタイプなど）はこれから検討していきたいと思っています。民間エリアである観光・賑わい地区及び物流地区については、舗装されていくかと思いますが、少しでも緑が残せないかななどを調整していくことになるかと思っています。 [10/27 審査会]</p>	<p>説明済 [10/27 審査会]</p>
	A-17 ※	<p>まだ量的なビジョンはないということですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>そうです。 ただし、調整池の容量については、全てコンクリート舗装と仮定して算定しています。 [10/27 審査会]</p>	
		<p>水の流れのみではなく、ヒートアイランドを抑えるということも重要だと思いますので、今後はそのようなところにも着眼して欲しいと思います。 [10/27 審査会]</p>	<p>分かりました。 [10/27 審査会]</p>	

※ 同日審議の関連事業における指摘、質問事項等

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-18	水田がなくなると説明について、地権者全員が水田をやりたいという方がいなかったのか、水田の維持が構造的に難しいからなのか、教えてください。 [11/11 審査会]	農業振興地区についての地権者との話し合いにおいて、農業を行っている方の総意として、窪んでいる地形を平らにして欲しいと御意見がありました。平らにすると水田環境は結構難しいと意見交換しましたが、上瀬谷については、水田はここでは作らない形でいいのではないかと御意見がありました。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		農耕地を作るために平らにして欲しいという、地権者の御意見だったのですか。 [11/11 審査会]	環状4号線西側は斜面地で農業をやっているような感じで、本事業に併せて平にできないかという御意見があったことを踏まえ、水田は難しい旨の話をしたところ、上瀬谷については、水田はいいという御意見があったということから、水田環境はここには作らないという形で方向性がまとまっているところです。 [11/11 審査会]	
		水田での田植えは環境学習になり、また、水田そのものが生態系に大きく寄与していることから、今後もし可能であれば、単純に湿地ではなく、水田がどこかに出来てもいいのではないかと御意見があります。 [11/11 審査会]	新たに創出する保全対象種の生息環境でそのような活動ができるかどうかを含め、皆さんと協議しながら進めていきたいと思っています。 [11/11 審査会]	
		水田を利用した環境学習は本事業の中で引き継がれないのでしょうか。また、環境学習を行っている方から続けさせて欲しいという御意見等はなかったのでしょうか。 [11/11 審査会]	今も地権者の方と環境活動されている方がマッチングして活動されている部分があり、難しいという地権者の意向から、民有地では難しいと思いますが、公園エリアでそのような活動ができるかについては、皆さんと話し合いながらやっていきたいと思っています。 [11/11 審査会]	
		分かりました。 [11/11 審査会]	-	
		水田もグリーンインフラとしての機能も持ち得るもので調整池的な役割も果たし得るものです。そうした観点からも少し考えていただければ良いと思います。地権者もいらっしゃることで、ぜひ全体として良い方向にいくように協議を進めていただければと思います。 [11/11 審査会]	-	-

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-19	水田について、田んぼが難しいにしても畑にはするという考えがあるということですか。 [11/11 審査会]	環状 4 号線の西側は農業振興地区と位置づけているところです。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		田んぼをなくした場合、そこは何になるのですか。 [11/11 審査会]	基本的には畑の利用になってくるかと思います。 [11/11 審査会]	
		農業はやるということですか。 [11/11 審査会]	そうです。 [11/11 審査会]	
		土地に上下があると農作業がハードだということが背景にあるのでしょうか。 [11/11 審査会]	平にして欲しいという要望は結構強い要望なのです。具体的な理由は私も完全には把握しておりませんが、地権者の意向として平らな土地がベストだという御意見があったので、そのような形を検討させていただいたということです。 [11/11 審査会]	
		横浜市が関わる事業のため、本来あるべきところで調整する、あるいは本当の意味、理由を相互に意見交換しながら、環境への負荷を可能な限り低減するのであれば、基本的には、従来の水田のところは、可能な限り水田で残す方向性を目指す必要があるのではないかという感想を持った次第です。 [11/11 審査会]	-	
A-20	補足資料 52 について、暗渠化が環境学習の場になるということが理解できなかったのですが、どういうことでしょうか。 [11/11 審査会]	この記載については、補足資料 54 のように、下流部で相沢川の水を活用して草地、湿地、草地、湿地という形の環境をつくり、その場が環境の活動になることを記載しました。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]	
	そのように（読み）取れなかったため、文章の工夫が必要かと感じました。 [11/11 審査会]	-	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-21	大規模な防災拠点としての活用を想定するのであれば、道路用地が足りないのではないですか。 [11/11 審査会]	対象事業実施区域地区外では八王子街道の拡幅、瀬谷地内線の接続、同区域内では環状4号線の拡幅、区域内道路を計画していません。防災上の道路の過不足は検証できていない部分がありますが、このような計画です。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		分かりました。実際に災害が起きたときに、例えば、重機を運ぶ車両が身動きとれないことが起こってからでは遅いので、他事例を調べて、工事段階までの間にぜひしっかりと設備にさせていただきたいという希望です。 [11/11 審査会]	対象事業実施区域内の都市計画道路は、基本的には2車線で幅員26mと広幅員を計画しており、無電柱化に加え、区画道路（細い道路）も考えており、これで何とか賄っていきたいと御理解いただければと思います。 [11/11 審査会]	
		【審議での指摘事項等】 対象事業実施区域外というよりは、対象事業実施区域内の道路が足りないのではないかという指摘です。緑地になるはずの部分が削られて道路が広がっていたというのでは、本来、アセスとしては問題があります。限界はあると思いますので、どこまで言うかは事務局の判断で結構です。 [11/11 審査会]	【事務局回答】 分かりました。道路を含めた防災拠点の運用の仕方、考え方などを書いていただくようにしたいと思います。 [11/11 審査会]	補足資料 62 で説明済 [11/29 審査会]
		【審議での指摘事項等】 事務局の方針で結構です。 [11/11 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-22	<p>防災拠点が公園とどの程度重なるのか、重なっている場合に生態系の保全はどうする計画なのかをお尋ねしたい。 [11/11 審査会]</p>	<p>生態系とどううまくやっっていくかということについては、引き続き検討になりますが、ハビタットタイプ等の生態系については、概ね相沢川周辺の地形を生かし、代替し、その東側は草地環境の平な環境を作っていくことを考えています。 [11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 62 で 説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>公園整備事業において、生態系保全の場所を防災拠点として使用する可能性があるのであれば、生態系への影響を考慮して計画を立てて欲しいです。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい、ありがとうございます。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>【審議での指摘事項等】 公園を非常時に防災拠点にすることは、生態系を破壊するため、阪神や東日本の被災地では、運動場のスペースを防災拠点にする計画が大半だと思います。エリアを分けられるのであれば回避できる話です。 [11/11 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 エリアを分けるかどうかは再度確認し、事業者から回答するよう伝えます。 [11/11 審査会]</p>	
		<p><u>補足資料 62 について、具体的な防災拠点計画とそれに伴う環境配慮は公園整備事業に引き継ぐという判断は妥当なものと理解しました。公園整備事業者には、公園区域内の希少種を含めた多様な生物の生息が可能なエリアと、災害発生時にヘリポート等になるエリアをあらかじめ区別し、防災拠点として活用される場合でも生態系の保全に配慮するよう、公園整備事業に引き継いでください。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>二</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-23	<p>補足資料 47 について、公益的施設用地における防災用地の配置、特にその構造に関する情報を評価書で記載することはできますか。 [11/11 審査会]</p>	<p>所管局に確認しましたが、現時点での広域応援活動拠点である市内の事例の計画図はないと回答がありました。また、上瀬谷についての計画を出して欲しいと伝えてはいるのですが、現実的で計画はないと回答があり、今の段階でお示しできないということをお願いしたいです。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>
		<p>環境影響評価法の主務省令によれば、公共施設の配置は、準備書に記載しなければならない事項に挙がっていますが、どのように考えていますか。 [11/11 審査会]</p>	<p>広域応援活動拠点として公益的施設用地や防災機能につきましては、主務省令で公共施設には当たらないという考えです。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>防災用地の中に新たな道路の敷設や公園と異なる施設ができるということはないのですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>今のところ、そのような計画はございません。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>公共施設として、公園と同じものとみなされているということですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>公園にある状態を利用するという形です。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>土地被覆の変更により、環境影響が変化します。主務省令における準備書に記載しなければならない事項に環境影響が変化することとなるものも挙がっています。公園整備事業の方の話かもしれませんが、土地区画整理事業として、舗装の計画もあるのではないですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>土地区画整理事業としてこの公園エリアの考え方については、現時点では、切り盛りして造成をして終わりという形です。舗装は入らないです。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>分かりました。それは重要な点かと思いました。 [11/11 審査会]</p>	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-24	<p>補足資料 48 について、盛土の高さに関する情報は準備書に記載がないと思いますが、記載されていますか。 [11/11 審査会]</p>	<p>準備書の 2-9 に断面図、2-18 ページに切り盛りの着色を記載しています。 [11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 60 で 説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>この 2 つの図で盛土と切土の場所の違いはわかりますか。 [11/11 審査会]</p>	<p>縮尺の関係でなかなか難しい部分がありますが、2 つの図を重ね合わせていただくと分かる形となっています。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>切り盛りバランスは土量で出すものであり、体積計算をされると思うのですが、面に対する高さの情報がないのではないですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>ないです。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>準備書に載せるべき情報ではないかと思いますが、評価書で載せることはできますか。 [11/11 審査会]</p>	<p>持ち帰らせてください。 [11/11 審査会]</p>	
	A-25	<p>補足資料 50 について、調整池 4 を地上式に変更したことにより、面積は広がらないのですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>公園整備事業と連携しながら検討を進めていきたいと思っています。 [11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 61 で 説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>面積が定まらないにもかかわらず、周辺で生態系に対する配慮や後背地が生かすことができないという意味がわかりませんので、面積を明確にしてください。また、必ず生じると思われる盛土、切土についても明記してください。 [11/11 審査会]</p>	<p>持ち帰ります。 [11/11 審査会]</p>	
	A-26	<p>湿地環境の使い方について、意見陳述された団体と一緒に考えながら計画を立てていけば良いと思います。都市域の里山は公益的な価値は高いということを重視してください。 [11/11 審査会]</p>	-	-
	A-27	<p>平地にして擁壁をつくるということは、宅地への転用を将来的に考えているのではないかと思っただけですが、本事業後、地権者が農地から別の用途に転換することができるのですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>農地と都市的土地利用の一体的な区画整理を目的に特区で本事業を行うため、本市としても農業振興地区は市街化調整区域のままで、将来的にも農地を前提として本事業を実施していきます。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-28	相沢川の暗渠化について、暗渠化以外の方法もあり、それが工夫だと思うのです。見直しを考えて欲しいです。 [11/11 審査会]	土地利用の中で相沢川の位置付けの変更はかなり厳しい状況ですので、それを踏まえて、今、何ができるかを引き続き、事業実施段階で考えていきたいと考えています。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		一体的な宅地の利用が大事なのはよく分かりますが、その工夫が暗渠化だけなのかということです。 [11/11 審査会]	-	
	A-29	2次的な自然といえ、かなり自然度の高いところが残されているため、本事業を実施することにより影響があるので、回避や代償するという発想ではなく、保全すべき場所を明らかにしたうえで土地利用のゾーニングをどう工夫していくかという発想が欲しかったです。 [11/11 審査会]	土地利用については、地権者との話し合いや市民意見も聞いて決めてきた部分がございます。そのような中でゾーニングが決まっており、この土地利用を踏まえて街づくりをやっていきたいと考えています。これは、対外的にも結構話してきています。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
	A-30	補足資料 50 について、単純に道路で分断されるから難しいとするのではなく、街路樹等の色々な緑地により、全体を通してグリーンベルトのように繋ぐ検討を続けて欲しいと思います。特に道路で分断される場所は、鳥などの動物の交通事故が起こりやすいのです。 [11/11 審査会]	鳥が飛来する環境などを含め、全体で繋ぐ環境などを引き続き、事業実施段階で検討していきたいと思っています。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
	A-31	補足資料 60 の断面図の縮尺が小さくてよく分からないので、評価書に掲載する際には、縦に分割してもう少し縮尺を大きくするなど工夫して欲しいです。 [11/29 審査会]	分かりやすい形を検討します。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-32	<p>補足資料 60 の断面図について、<u>盛土、切土の対象に調整池が入っていないようなのですが、これはどのようなデータなのか。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>3 段落目に記載のとおり、「<u>切土・盛土の状況</u>」の図は、<u>土地の造成に伴う切土、盛土なので、構造物を想定するところの切り盛りは今回記載していません。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p><u>切土＝設備的な調整池は含まない、ということは一般的な考え方なのか。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 切り盛りの対象になるのは宅地として造成するところになりますので、調整池は外して考えるというのが一般的です。 [11/29 審査会]</p>	
		<p>分かりました。調整池の構造、<u>面積、断面構造は未確定であり、評価書段階でも間に合うか分からないため、公園整備事業に引き継ぐという考え方ですか。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>容量は決まっていますが、<u>面積については、今後、公園整備事業と連携しながら決めていくことになります。</u> [11/29 審査会]</p>	
		<p><u>地上化した調整池周辺での構造的な配慮について、書ける内容を評価書に記載すること、また、具体的に引き継ぐべき視点を公園整備事業にきちんと引き継ぐことが重要かと考えます。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>了解しました。 [11/29 審査会]</p>	
	A-33	<p>補足資料 61 について、<u>評価書段階で調整池 4 の面積の範囲を示すことはできないのですか。</u> [11/29 審査会]</p>	<p><u>面積については、今後、引き続き公園整備事業と連携しながら決めていくということ</u>で御理解いただきたいです。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
	A-34	<p>補足資料 62 について、<u>防災拠点になるエリア周辺の公園内の通行路が（生物の）生息地の保全とどのようにうまくゾーニングして設計できるのかを引継ぎ事項として、ぜひ具体化して公園整備事業に渡して欲しいです。</u> [11/29 審査会]</p>	<p>分かりました。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-38	<p>補足資料 60 について、調整池 5、6 を造るところを盛土しなければならない理由が理解が難しいのですが、なぜDのエリアで盛土が 8m 生じるのか説明してください。 [11/29 審査会]</p>	<p>調整池 5、6 の辺りが一番低い ため、周辺と合わせて約 8m の盛土を考えています。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>調整池自体を可能な限り現地形の沿わせるように造ることはできないのですか。 [11/29 審査会]</p>	<p>調整池 5 のところは現状高いので掘る形になりますが、調整池 6 は委員の御指摘のとおり置くような形で、周辺を盛るようなイメージになるかと思います。 [11/29 審査会]</p>	
		<p>準備書 2-18 ページの図 2.3-11 について、農業専用地区の一面で盛土をしなければならない根拠が説明し尽くされておらず、周辺の緑地との連続性により盛土の影響をどのように回避・低減することができるかが非常に重要な要素であり、各項目の中で説明されるべきことだと思います。周辺との連続性という言葉を使うのであれば、盛土との両立のさせ方を評価書で可能な限り具体的に記載してください。 [11/29 審査会]</p>	<p>やっっていく方向で検討します。 [11/29 審査会]</p>	
		<p>【審議での指摘事項等】 盛土は地元の地権者の方々からのリクエストということですので、今後の合意形成のプロセスを評価書に可能な限り反映することが必要だと思います。可能な限り地権者との対話履歴を残すことが大事だと思います。 [11/29 審査会]</p>	二	

■ 環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1	評価について、環境基準等の整合性は記載されていますが、現況との比較という視点が軽視されています。アセスでは、現況を悪化させないという要素が必要ですので、改めてください。 [6/28 審査会]	環境基準の表記の仕方については、環境を悪化させないという前提で、できる対策を記載している部分があります。一応、今回このような図書の書き方をしていますので、ご指摘を踏まえて検討させていただきます。 [6/28 審査会]	補足資料 3 で説明済 [7/27 審査会]
		事業実施においても、可能な限りの環境負荷削減対策を行うという姿勢を持ち続けてください。 [7/27 審査会]	-	-
	0-2	汚染土の搬出車両は、他項目（大気質、騒音、振動、温室効果ガス、交通安全等）の予測に考慮されているのですか。 [6/28 審査会]	土工事の台数に1日7台（往復14台程度）計上して予測しています。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
1 大気質	1-1	建設機械の稼働に伴う NO ₂ について、環境省の通達の趣旨を踏まえると、現況が 0.04ppm より低い地域で予測値 0.048ppm は環境基準との整合が図られているとは言えません。評価を改めてください。 [6/28 審査会]	-	補足資料 3 で説明済 [7/27 審査会]
2 騒音	2-1	関係車両の走行について、環境基準超過と予測しているにもかかわらず、準備書記載の環境保全措置は効果があまり期待出来ないと思います。 車両が集中しないよう、迂回等の具体的な対策が必要ではないのですか。 [6/28 審査会]	可能な範囲で将来の土地利用者においていきたいと考えています。 [6/28 審査会]	補足資料 4 で説明実施 [7/27 審査会]
	2-2	関係車両の走行について、事後調査は行わないとのことであり、環境保全措置の実効性に疑問があります。 交通規制に係る交通管理者との協議に当たっては、具体的な対策（大型車の通行規制、深夜帯は居住者のみ通行可能など）を含めて協議する必要があります。 [7/27 審査会]	持ち帰ります。 [7/27 審査会]	補足資料 15 で説明実施 [8/31 審査会]
	2-3	関係車両の走行について、No.7 は現状（環境基準以下）と予測（環境基準超過）で環境が大きく変わります。今後、特にどの部分で問題があるのか、課題が大きそうかということをごひ土地利用者に引き継いで検討してください。 [7/27 審査会]	分かりました。 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 騒音	2-4	関係車両の走行について、他の道路から迂回して、新たに整備する南北を繋ぐ道路を通過する車両に関しては、やはり本事業で対応しなければいけないのではないかと思います。特に、No.7 地点については、騒音の環境基準を超える予測結果であるため、本事業でも何らかの対応が必要ではないかと思います。 [8/31 審査会]	持ち帰ります。 [8/31 審査会]	補足資料 30 で説明実施 [9/30 審査会]
		関係車両の走行に伴う騒音について、補足資料 30 を踏まえたうえで、No. 7 地点の環境基準超過に対し、本事業としてどのような対応を行うかを示していただくことが必要だと思います。 [9/30 審査会]	上物の施設の規模が本市環境影響評価条例の規模要件を満たす場合は、将来の土地利用者が環境影響評価を実施し、その時に各々が判断していくことになると思います。 本事業としては、将来の土地利用者に公共交通利用促進や関係車両の効率的な管理等による、車両の効率的な利用促進をお願いすることで、関係車両の走行における影響について低減を図っていきたく考えています。 [9/30 審査会]	補足資料 43 で説明済 [10/27 審査会]
	2-5	対象事業実施区域内に新たに区画道路を整備することにより発生する、この地域の土地利用に起因しない交通は、本事業による環境影響だと思っておりますので、それについては本事業で対応する必要があるのではないですか。 [9/30 審査会]	通過交通というよりは、観光・賑わい地区に来る車がメインになってきますので、本事業としては、そこにターゲットを絞ってできる対策をやっていきたく思っています。 [9/30 審査会]	
		夜間の環境基準値を超過していますが、深夜に来る車も観光・賑わい地区の車だと考えているのですか。 [9/30 審査会]	本事業としてできる対策として、観光・賑わい地区、物流地区に来る車を抑制する、または分散することをお願いしていくという考えで御理解いただきたいです。 [9/30 審査会]	
		補足資料 30 に記載されている予測について、それぞれの施設に起因する交通量は施設別に切り分けできるのでしょうか。 [9/30 審査会]	施設別にこの程度ということは御説明できるかと思います。 [9/30 審査会]	
		詳細な質疑応答については、事務局通じて委員と個別に行い、その結果を審査会で説明してください。 [9/30 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 騒音	2-6	<p>補足資料 43 について、地元の方が住環境の悪化を訴える先や責任を持つ人がいない事態が一番困ると思いますので、本事業後も横浜市が対応することが明記されていることが重要です。 [10/27 審査会]</p>	<p>はい、ありがとうございます。 [10/27 審査会]</p>	<p>説明済 [10/27 審査会]</p>
	4-1	<p>和泉川の SS が現状悪化と予測されていることについて、供用後の評価として環境保全措置（「造成箇所の速やかな転圧」、「造成法面の速やかな植栽」）の効果を考慮した定量的な予測を検討してください。少なくとも悪化しないことを数字で示せると思います。 [6/28 審査会]</p>	<p>持ち帰ります。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 5 で説明実施 [7/27 審査会]</p>
		<p>補足資料 5 について、法面植栽の流出係数の流域全体への適用は無理があります。法面植栽部分とそれ以外で分けて流出係数を設定するなど、もう少し詳細に計算してください。 [7/27 審査会]</p>	<p>検討します。 [7/27 審査会]</p>	<p>補足資料 16 で説明済 [8/31 審査会]</p>
		<p>評価書では、補足資料 16 のように環境保全措置の効果が十分期待できることをある程度定量的に記載してください。 [8/31 審査会]</p>	-	
4 水質	4-2	<p>大門川の BOD は現状では自然浄化されていますが、切回し及び暗渠化で同様の自然浄化が期待されるかは非常に怪しいです。 暗渠化による水質への影響を評価すべきであり、対策も考えておくべきです。 [6/28 審査会]</p>	<p>持ち帰ります。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 17 で説明実施 [8/31 審査会]</p>
	4-3	<p>造成工事中的アルカリ排水対策について具体的な内容を丁寧に説明してください。 [6/28 審査会]</p>	<p>検討します。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 6 で説明済 [7/27 審査会]</p>
	4-4	<p>セメント系の地盤改良材を使用した場合に六価クロム溶出が心配されることについて、具体的な拡散防止対策を示してください。 [6/28 審査会]</p>	<p>持ち帰ります。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 7 で説明済 [7/27 審査会]</p>
	4-5	<p>補足資料 17 について、BOD の低下は藻類の光合成が直接作用しているのではなく、好気性細菌が光合成で供給される水中酸素を利用して溶存有機物を分解することによるものですので、修正してください。 [8/31 審査会]</p>	-	<p>補足資料 31 で説明済 [9/30 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水質	4-6	<p>補足資料 17 について、BOD が比較的高い原因が土砂であれば、防止柵の設置はほとんど効果がないです。工場排水に含まれる懸濁物質の堆積が原因であるのであれば、浚渫や工場排水の水質改善しかないのではないかと思いますので、記載されている対策はあまり効果的ではないと思いますので、再度検討してください。 [8/31 審査会]</p>	-	<p>補足資料 31 で説明済 [9/30 審査会]</p>
	4-7	<p>大門川の BOD について、下流側の方が上流側より、流量がかなり多い場合、希釈ということも考えられますので、それも念頭に置くと思います。 [9/30 審査会]</p>	<p>ありがとうございました。 [9/30 審査会]</p>	-
		<p>大門川の暗渠化について、浄化作用の著しい低下があった際にどのように管理し、対応していくのか、現時点での考えを教えてください。 [9/30 審査会]</p>	<p>モニタリングを行い、基準超過した項目によって対策の内容が変わってくると思いますので、その時点で適切な対策を講じていきたいと考えています。 [9/30 審査会]</p>	<p>説明済 [9/30 審査会]</p>
		<p>そのようなことも資料を出していただけるとありがたいです。 [9/30 審査会]</p>	-	
	4-8	<p>仮に水質の悪化が見られた場合、環境保全措置として、晴天時でも調整池に持ってきて、滞留させている間に多少、ばっ気などができれば、生物学的な有機物の分解は十分期待できますので、ある程度、対応が可能かもしれません。そのことを一応、念頭に、環境保全措置の一つの可能性として考えると良いのではないかと思います。 [9/30 審査会]</p>	<p>ありがとうございます。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>補足資料 31(1)に記載の「適切な環境保全措置」について、そもそもどのようなことが想定されるのか、可能な限り、評価書段階で明らかにしてください。 [9/30 審査会]</p>	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水質	4-9	<p>補足資料 52 に記載の「適切な環境保全措置」について、以前の審査会でも質問があったと思いますが、その後何か検討されましたか。 [11/11 審査会]</p>	<p>予測の不確実性が非常に高く、なかなか定量的な見解が示すことができません。効果的な対応を取らないと問題だと思しますので、実態を踏まえた適切な対応をしていきたいと考えています。 [11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 57 で説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>そのような文言が評価書に記載されるということですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>そうです。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>分かりました。 [11/11 審査会]</p>	-	
	4-10	<p>大門川の BOD について、下流側で流量が増えることによる希釈で水質が見かけ上改善されているのであれば暗渠化しても心配はないと言いましたが、流量はいかがでしたか。 [11/11 審査会]</p>	<p>再検討させてください。 [11/11 審査会]</p>	
5 底質	5-1	<p>堀谷戸川と和泉川流域でも土壌汚染対策工事（掘削工事）による土砂の流出があるにもかかわらず、予測の対象外としている理由を明記してください。 [6/28 審査会]</p>	<p>本事業で河川改修を計画していないため、選定しておりません。調整池で沈降させて排出するため、水質の項目でモニタリングを行うということで整理しています。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 8 で説明実施 [7/27 審査会]</p>
	5-2	<p>補足資料 8 について、汚染土壌の掘削除去工事に汚染土壌が流出する可能性もあるため、底質の調査が必要ではないですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>モニタリング、事後調査を行う中で水の汚れに問題があれば、底質も確認して汚染が広がらないように工事を進めていきたいと考えています。 [7/27 審査会]</p>	<p>補足資料 20 で説明済 [8/31 審査会]</p>
		<p>汚染土壌の掘削除去工事の時点で仮設調整池は完成しているのですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>仮設調整池が完成していない場合は、別途、仮の調整池を設け、しっかり対策しながら排水を考えていきたいです。 [7/27 審査会]</p>	
	5-3	<p>仮の調整池を設けて排水することを記載してください。特に土壌汚染対策工事期間の汚染土壌の流出対策を考えておいてください。 [7/27 審査会]</p>	<p>集水域などを設けて対応することは記載していますが、もう少し明確化させて記載します。 [7/27 審査会]</p>	
	5-3	<p>補足資料 20 に記載されている対策について、効果が高いのはおそらく集水桝の設置よりも養生シートだと思います。汚染土壌の掘削工事中に降雨になりそうな時には養生シートを掛けることも含めた対策とすることで汚染の拡散が防げるのではないかと思います。 [8/31 審査会]</p>	-	-

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 地下水	6-1	相沢川流域の工事で帯水層に及ぶ可能性があるとしていることについて、下流域の災害用井戸への影響はないのですか。特に水位、水質、濁りはみてください。 防衛省の地下水調査は、対象事業実施区域外の災害用井戸では調査していないのですか。 [6/28 審査会]	対象事業実施区域内の地下水に影響がないことから、当該区域外の災害用井戸は測定していません。 [6/28 審査会]	補足資料 9 で説明済 [7/27 審査会]
		分かりました。 [6/28 審査会]	-	
	6-2	補足資料 9 について、深度 1～10m の土壌が測定されていますが、表の注釈に記載されているとおり、平成元年度の調査結果ということですか。また、地下水の水質も平成元年度の調査結果なのですか。 [8/31 審査会]	平成ではなく、令和元年度の誤りです。地下水も同様です。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	訂正してください。 [8/31 審査会]	分かりました。 [8/31 審査会]	補足資料 32 で説明済 [9/30 審査会]	
7 その他の水環境	7-1	湧水 1 の涵養源への影響について、見込まれる湧水や地下水涵養の減少の割合、その保全方法を教えてください。 [6/28 審査会]	持ち帰ります。 [6/28 審査会]	補足資料 19 で説明済 [8/31 審査会]
	7-2	既存の湧水を活用可能な環境がどの程度残り、どのような保全措置によって維持できるのかを明記してください。 [6/28 審査会]		
	7-3 ※	和泉川の流量について、湧水と連動して伏流水も寄与していると思います。湧水 4 の流量もわからないため、是非それぞれのデータを調べて欲しいです。 [7/27 審査会]	持ち帰ります。 [7/27 審査会]	関連事業で補足説明済 [10/27 審査会]
	7-4	湧水を持続的に保全するための空間的な評価に繋がるようなことを図化することはできないのでしょうか。 [8/31 審査会]	現状、空間的な表示ができるだけのデータが多分ないと思いますので、持ち帰り、検討します。 [8/31 審査会]	補足資料 36 で説明済 [9/30 審査会]
	7-5	調整池 4 の地上化により、フラットな状態に比べれば盛土で水の集まる速さが速くなるのではないかと思うため、流出計算が盛土を反映したものなのかを明確にしてください。 [11/11 審査会]	持ち帰ります。 [11/11 審査会]	補足資料 60 で説明済 [11/29 審査会]

※ 同日審議の関連事業における指摘、質問事項等

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9 土壌汚染	9-1	現時点で国の土壌汚染対策の内容はわからないのですか。 また、国有地の取扱い(売買 or 借地)、土地所有者を教えてください。 [6/28 審査会]	国が土壌汚染対策法第 14 条の申請を行い、要措置区域に指定された場合は国に対策をお願いします。 形質変更時要届出区域に指定された場合も国にお願いしますが、スケジュールの関係で難しい場合は、土地区画整理事業者として対策を行うことを考えています。 土地所有者は国です。斑状態の国有地を整理して国にお返しします。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	9-2	仮に形質変更時要届出区域になった場合、土壌汚染対策の実施主体は今後の話し合いになるのですか。 また、区域指定はいつ頃になる見込みですか。 [6/28 審査会]	国と話し合いを行っています。どちらが行うにしても、横浜市としては国に費用負担を求めていくスタンスに変わりありません。 区域指定の時期はわかりません。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	9-3	「掘削除去による措置は行わない計画」とされている南東部の鉛の溶出量基準超過地点については、土壌汚染対策の実施主体によらず、形質変更時要届出区域として残るのですか。 [6/28 審査会]	南東部は形質変更時要届出区域として残ります。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	9-4	汚染土の処理、処分について、単にガイドラインに基づいて行うとするのではなく、環境影響評価では、処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等を具体的に示すことが必要です。 [6/28 審査会]	持ち帰ります。 [6/28 審査会]	補足資料 10 で説明済 [7/27 審査会]
	9-5	南東部の鉛の溶出量基準超過地点近くに存在する湧水や和泉川下流の災害用井戸への影響は確認しているのですか。 [6/28 審査会]	防衛省の調査結果では、地下水への影響はないとのことであったため、湧水への影響はないと考えています。 [6/28 審査会]	補足資料 18、26 で説明済 [8/31 審査会]
	地下水への影響はないという言葉のみではなく、数字を示してください。 [6/28 審査会]	持ち帰ります。 [6/28 審査会]		
		鉛の溶出量基準超過は深度 8～9m、民有地の地下水は GL-7m と似たような層であり、和泉川下流の災害用井戸への影響を懸念しています。 [7/27 審査会]	今後の事後調査の地点なども含めて次回、説明します。 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9 土壌汚染	9-6	<p>補足資料 45 について、ウド室の撤去工事以外に形質変更が一定規模以上になるようなところは他にはもうないですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>本事業により切り盛りなども発生しますので、そのようなところは発生してきます。 [10/27 審査会]</p>	<p>説明済 [10/27 審査会]</p>
		<p>ウド室の撤去工事と同様に新たに調査をする必要が出てくる箇所はあるのでしょうか。 [10/27 審査会]</p>	<p>防衛省の調査結果や本事業の切り盛り計画を踏まえ、土壌汚染の所管課と調整し、新たに調査命令が出れば調査することになるとは思います。これからの協議のため、現時点では分からない状況です。 [10/27 審査会]</p>	
		<p>ウド室の撤去工事に伴う国への調査命令と同様なケースが起こり得るのですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>ウド室の撤去工事は本事業とは別事業であり、今後、本事業実施区域内における別事業は予定されていないため、本事業における協議でどのような話がでるかということになるかと思えます。 [10/27 審査会]</p>	
		<p>工事規模からして、新たに調査が必要な箇所は、現時点本事業実施区域内には特に見当たらないのですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>防衛省が行った調査結果を踏まえてこれから協議し、新たに言われる可能性があるという状況です。 [10/27 審査会]</p>	
		<p>また新たな汚染箇所が見つかる可能性がないとは言えないという状況だということですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>可能性がないとは言えない状況です。 [10/27 審査会]</p>	
	9-7	<p>補足資料 45 について、掘削除去により生じる汚染土壌の量の計算には、旧地盤の深さの訂正は加味されているのですか。 [10/27 審査会]</p>	<p>加味しました。 [10/27 審査会]</p>	<p>説明済 [10/27 審査会]</p>
10 動物	10-1	<p>切り回す地点での生物の移植を考えていますか。特に相沢川では準絶滅危惧種や絶滅危惧Ⅱ類も確認されており、このような生物へどのように対処するのですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>公園の中の水辺空間の中でどの程度の設えができるか、代償ができるかということについて、次回、代償（移植含む）措置含めて説明します。 [7/27 審査会]</p>	<p>補足資料 21 で説明済 [8/31 審査会]</p>
	10-2	<p>水路のイメージが沸かないのですが、パイプのようなもので切り回したり、暗渠化の水路をつくるのですか。 [8/31 審査会]</p>	<p>はい、その通りです。 丸か四角か、確定はしていませんが、パイプ又はボックスカルバートで暗渠化する計画です。 [8/31 審査会]</p>	<p>説明済 [8/31 審査会]</p>
	10-3	<p>暗渠化した部分は生物が利用しないから、どんなものでも良いというのではなく、検討の余地があるのであれば、生物が行き来できるようなものを検討してみたいかがですか。 [8/31 審査会]</p>	<p>そのような観点も含めて、今後、検討させていただきたいと思えます。 [8/31 審査会]</p>	<p>補足資料 28 で説明済 [9/30 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
10 動物	10-4	施設で使用する光（照明）については、誘引性のない周波数帯の照明を検討して整備に使用するよう配慮してください。 [9/30 審査会]	-	-
	10-5	高い建造物・人工物の建設時には、バードストライクが起こる可能性が結構あると思うので、ガラス関係に気を付けて欲しいです。 [9/30 審査会]	-	-
	10-6	準備書 P9. 10-25 のムクドリのおぐら調査について、秋季の調査時間帯は真昼間でおぐらに入る訳はないので、全く関係ないデータなのだろうと思います。冬季は良い時間帯ではあるものの、飛び立ってしまったと記載されていますので、図 9. 10-3 は不要で、修正が必要だと思います。 昼間におぐらの調査を行ったのかという問題も出てくるため、確認して（次回以降）回答してください。 [9/30 審査会]	はい。 [9/30 審査会]	補足資料 51 で説明済 [11/11 審査会]
11 植物	11-1	準備書の記載方法について、例えば、P9. 11-39 の表の影響予測では、工事中は、工事による攪乱などの影響と生育地の消失による影響に分けて記載すべきではないですか。また、供用後は記載内容の意味がわかりません。 [7/27 審査会]	確認し、後日回答します。 [7/27 審査会]	補足資料 24 で説明実施 [8/31 審査会]
	11-2	補足資料 24 の図について、消失、縮小、分断に関することは直接的影響と見受けられるため、予測結果の枠の 4 つのうち左 3 つに該当するのではないかと思います。左 1 つに赤線を追加した理由がわかりません。 [8/31 審査会]	直接的影響でも、全改変で全個体が消失するおそれがあるのであれば、そのまま間接的影響を経由せずに予測結果として影響は大きいという、直通的のラインも出てくるということで、赤い線を引かせていただきました。 [8/31 審査会]	補足資料 34 で説明済 [9/30 審査会]
	11-3	全改変のみ説明できることではなく、生育地の消失、縮小、分断を生育環境の直接的影響として位置づけなければ、それを環境保全措置の根拠とした際に、間接的影響のみ保全すれば良いと誤解されると思います。再検討してください。 [8/31 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
11 植物	11-4	<p>補足資料 24 の図の環境保全措置の検討について、河川の形状の変更は水の流れの変化など、間接的に下流側などの環境に影響が生じるため、直接的影響の波及効果です。予測結果の枠の左から3番目にも該当するのではないかと思いますので、環境保全措置の検討は左2つからのみではなく、3つ含めてではないですか。</p> <p>[8/31 審査会]</p>	-	<p>補足資料 34 で説明済</p> <p>[9/30 審査会]</p>
	11-5	<p>街路樹の樹種の選定に当たっては、生物多様性に配慮し、なるべく、この土地の潜在自然植生を生かした街路樹を選定してください。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	<p>皆さまの意見を踏まえながら検討していきたいと考えています。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[9/30 審査会]</p>
12 生態系	12-1	<p>スライド 16 記載の「草地の一部保全」について、何を対象とするのか、対象とする種によって必要な面積等も踏まえて検討してください。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>規模を含めて検討していきます。地区全体では想定しづらい部分もあるため、準備書段階では、公共施設の中で、例えば道路の植樹帯、植樹帯がどれ位できるかなどについて数字でお示ししていければと思います。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 22 で説明実施</p> <p>[8/31 審査会]</p>
		<p>評価書段階では、明確にしてください。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	-	
	12-2	<p>生態系の評価について、単に農業振興地区を整備するという面積的なことを理由に影響は小さいとは言えないです。周辺の土地利用の状況も踏まえて評価してください。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	-	<p>補足資料 21、22 で説明実施</p> <p>[8/31 審査会]</p>
	12-3	<p>環境保全措置について、ピオトープ等の公園整備事業と被っている話は、どちらの事業で話すべきなのですか。</p> <p>例えば、土地区画整理事業のアセス中で、ここにもう少し緑地環境を創出してくださいという話になった場合、公園整備事業に影響するのですか。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>区画整理事業で審査していただきたいです。</p> <p>御指摘の保全環境の創出、草地環境の創出などについては、土地区画整理事業で審査していただければ、公園事業と調整していきます。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[6/28 審査会]</p>
12-4	<p>調整池について、生物多様性と絡めて何か設計される考えはありますか。</p> <p>大きく改変されるため、少しでも生物多様性に貢献できる可能性のある環境があるのであれば、活かして欲しいです。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	<p>地下式では難しいが、地上式については、御意見を踏まえ、どのような形が良いのかも含めて、今後、検討します。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	<p>補足資料 21 で説明実施</p> <p>[8/31 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-5	相沢川には貴重な動植物が分布していますが、保全措置の内容は場所が確保される程度の情報であり、生息地の環境が維持できるのかどうか、水質など、生物の環境という観点での評価が必要ではないですか。 [7/27 審査会]	次回、設えを含めて説明します。 [7/27 審査会]	補足資料 21、24 で説明済 [8/31 審査会]
	12-6	補足資料 21 の『環境保全措置のイメージ』の図及び『環境区分のエコトーン断面イメージ』の図について、前者では東端が水路となっていますが、後者では水路の東側にも草地が確保されており、一致していません。後者のような構造が大切なため、後者のイメージに沿う計画を立ててください。 [8/31 審査会]	土地区画整理事業で整備するのですが、公園整備事業者も含め、イメージに合うように考えていきたいです。 [8/31 審査会]	補足資料 35 で説明済 [9/30 審査会]
	12-7	補足資料 21 の『環境保全措置のイメージ』の図について、スケール(規模)を明記してください。 [8/31 審査会]	今後、検討します。 [8/31 審査会]	補足資料 35 で説明済 [9/30 審査会]
	12-8	各種の個体群維持にとって適切な面積だと考える根拠を教えてください。また、草地環境は広大な面積があるため、環境保全措置の実施により、草地環境に依存した生態系が、どの程度担保されるのかについて、説明が必要です。 [8/31 審査会]	持ち帰り、次回以降回答します。 [8/31 審査会]	補足資料 35 で説明済 [9/30 審査会]
	12-9	余程重要な生物個体を除いて、地域個体群の維持が大切なため、周辺にどれ位退避できるのか、存在しているかということが重要な指標になると思います。 (対象事業実施区域内で) 地域個体群の存続を重視して保全を行うのであれば、これで大丈夫だという説明をしてください。 [8/31 審査会]		補足資料 35 で説明済 [9/30 審査会]
	12-10	補足資料 21 について、図に記載されている水路は、相沢川の切り回した暗渠化された水路なのか、あるいは別の水路なのか、教えてください。 [8/31 審査会]	相沢川の切り回した水路から別に取水し、ここに流すような計画で考えているところです。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	12-11	(水路)の東側に調整池を計画されているという理解で良いですか。 [8/31 審査会]	調整池は(水路の)東側です。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-12	西側に切り回しの相沢川の下流部がくるというイメージが良いでしょうか。 [8/31 審査会]	詳細な構造については、検討はしていますが、調整池に先に入れるのか、取水してから入れるのかについて、具体的な検討を進めているところです。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	12-13	排水計画と環境保全措置の連携が具体的に示されていません。調整池3を地下式にする必要性を説明してください。 [8/31 審査会]	調整池3については、大きな面積を使用することから、将来の上部の土地利用を踏まえて地下化を想定しています。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	12-14	環境保全措置のゾーンは、公園内の土地利用として、東側に人工的な土地利用が配置されるという理解で良いでしょうか。 [8/31 審査会]	公園内の土地利用が図られると考えて御理解いただければと思います。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	12-15	ビオトープ的な環境の湿地と湿性草地が並ぶという理解で良いですか。 [8/31 審査会]	補足資料21に記載した図面の場所は地形上窪んでおり、東側の小高いところの地下に調整池を造るイメージと考えていただければと思います。 [8/31 審査会]	説明済 [8/31 審査会]
	12-16	補足資料21について、湿地と草地をモザイク状に配置すること（湿性草地の面積が限定され、湿地も分断的に配置されるような環境づくり）で、乾性草地を要する生物全体に対する環境保全措置として十分なのか疑問があります。モザイク状にする意義を説明できるようにしてください。 [8/31 審査会]	持ち帰ります。 [8/31 審査会]	補足資料35で説明済 [9/30 審査会]
	12-17	補足資料23について、農地間の空間は、乾性草地の重要な空間になるのではないかと思います。地下化してできる盛土空間の周辺の草地環境の創り方が環境保全措置として重要であり、線的に造ることは、面的な乾性草地の保全に繋がらないため、可能な限り具体的に示してください。 [8/31 審査会]	持ち帰ります。 [8/31 審査会]	補足資料33で説明済 [9/30 審査会]
	12-18	準備書P9.10-144に示される調整池3付近の『保全対象種の生息環境』は補足資料21でイメージが示されましたが、調整池4付近は、どのように考えていますか。 [8/31 審査会]	貴重種としてはホトケドジョウが確認されていますが、この部分については、準備書というよりは、事業実施段階でと考えています。 [8/31 審査会]	補足資料36で説明済 [9/30 審査会]
	12-19	ホトケドジョウのみで良いのか、面積的にどの程度確保できるのかなども補足資料21のようなイメージ図と併せて準備書段階で示すべきです。 [8/31 審査会]	はい。 [8/31 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-20	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>調整池4付近の『保全対象種の生息環境』の方が、重要性が高いと思います。準備書の段階でそこも明らかにされるべきです。 [8/31 審査会]</p>	-	補足資料36で説明済 [9/30 審査会]
	12-21	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>公園整備事業と一体的に調整池3の空間をどうするのか調整を図ったうえで、環境保全措置の限界を決める必要があると思います。時間的に可能であれば、是非、両事業で調整してください。 [8/31 審査会]</p>	-	補足資料27で説明済 [9/30 審査会]
	12-22	<p>補足資料33について、「有機的」の意味を具体的に説明してください。 [9/30 審査会]</p>	核となるところ（公園の緑地、新たに創出する生息環境、畑など）と、その間を繋ぐ線的な緑地（街路樹など）を含めて、可能な限り一体的に生息環境を創出していきたいという考えで有機的と表現しています。 [9/30 審査会]	説明済 [9/30 審査会]
		<p>生物の移動にとって機能的に繋がっていることが重要であるため、評価書段階ではこのような概念や御説明の内容を入れて具体化して明確にし、今後の内容に繋げてください。 [9/30 審査会]</p>	-	
	12-23	<p>多種多様な動植物を守って欲しいという住民意見について、多種多様な生態系を守ることと、保全対象種を守ることとは、必ずしも同じではないと思います。もう少し意見に対応する内容であるべきだと思います。 [9/30 審査会]</p>	-	-

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-24	意見書に対する都市計画決定権者の見解に記載されている専門家等の助言について、準備書段階で既に助言を貰っており、どのようにするかという方向性が決まっているということが良いですか。 [9/30 審査会]	引き続き、専門家の意見をいただきながら、生息環境の創出をやっていきたいという観点から、このように記載しています。 [9/30 審査会]	説明済 [9/30 審査会]
		これから、まだ意見を聞きながら決めていくということですか。 [9/30 審査会]	はい。 [9/30 審査会]	
	12-25	補足資料 36 について、可能な限り、維持管理者を明確にするるとともに、常に環境の変化を把握し、ホトケドジョウが生息・維持できるよう配慮してください。 [9/30 審査会]	-	-
	12-26	(準備書で地下式とした)調整池 4 を地上化してホトケドジョウの生息空間のような水路環境を整備されることについて、(準備書で)地上式と記載している調整池にそのよう環境の形成は出来ないのですか。 [9/30 審査会]	具体的な設えについては、今後、公園整備事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境を生かし、環境に負荷の少ない調整池を検討していきます。 [9/30 審査会]	補足資料 50 で説明済 [11/11 審査会]
後背地の環境と上手く繋げるような形で可能な限り余剰のある空間作りをしていかなければ、結局、止水域のまとまった空間しかできないというようなことになり兼ねないので、是非、連続性と後背地との一体性に配慮した空間作りをしていただきたいです。 [9/30 審査会]		-		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-27	『準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解』に記載されている（周辺の緑との）連続性への配慮について、対象事業実施区域内全体の中で連続性を持たせる方向で進んでいるということですか。 [9/30 審査会]	全体としては、道路などを張り巡らせる際に、可能な限り緑地を入れていくだとか、街路樹を植えるだとか、そのようなことを全体で考えております。 [9/30 審査会]	説明済 [9/30 審査会]
		緑道のような形で中が繋がり、全体、周辺に繋がっていくことが一番良い方法だと思いますので、是非、検討していただきたいです。 [9/30 審査会]	-	
	12-28	調整池4について、補足資料27では「環境に負荷の少ない」という表現がされている一方で補足資料36では、環境を創出することに寄与するものとして位置づけるようであり、同じ資料の中で矛盾しています。補足資料27についても、生息環境の創出に寄与する調整池として位置づけていくことを記載してください。 [9/30 審査会]	調整池と、ホトケドジョウの水路環境は別物ですが、うまく連携させながらやっていきたいと考えています。 記載については検討します。 [9/30 審査会]	補足資料50で説明済 [11/11 審査会]
	12-29	【意見陳述後の指摘事項等】 意見陳述で示された動物の中には、準備書に記載されていない動物種もありましたので、それに対する事業者の考えや調査方法として不足がなかったのか（特にカヤネズミ）など、説明を求めます。 [10/27 審査会]	-	補足資料55で説明済 [11/29 審査会]
	【意見陳述後の指摘事項等】 意見陳述で示された生物について、生物の確認場所と事業計画の位置関係がわからないため、陳述人に確認するなど、事務局と事業者で確認してください。 [10/27 審査会]	【事務局回答】 はい。分かりました。 [10/27 審査会]	補足資料55で説明済 [11/29 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-31	<p>【審議での指摘事項等】 意見陳述において、準備書に記載されていない生物種の確認情報があったことについて、本来は地元の方へのヒアリングで得られた情報を検討したうえで調査することが一番良い方法だと思います。何故ヒアリングを行わなかったのですか。 [10/27 審査会]</p>	-	<p>補足資料 55 で 説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p><u>補足資料 55 について、調査方法全般については了承しました。また、本来であれば地元団体へのヒアリングは事前に行って欲しかったのですが、カヤネズミについては、ヒアリング前に調査されたということでは了承しました。</u> [11/29 審査会]</p>	二	
	12-32	<p>新たに創出する水辺環境について、環境学習としての人の利用も重要ですが、人の影響を受けない生物の生息地としての重要性も検討し、今後、バランスが取れるような利用形態を検討してください。 [11/11 審査会]</p>	<p>有識者（神奈川県立 生命の星・地球博物館）にも同様の指摘を受けています。有識者と引き続き意見交換しながら環境を創っていくことは決まっていますので、エリアの選別やバランスを取りながら検討を進めていきたいと思っています。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-33	<p>補足資料 54 について、図 54-2 のメッシュが全体的にかなり粗いです。例えば、準備書の水生生物の調査などのところでは、河川と水田の生物と一緒に扱われていたと思います。生息地の種類は違うため、評価書段階ではハビタットタイプを分け、環境保全措置の妥当性を評価してください。 [11/11 審査会]</p>	<p>例えば、動物の種別の予測（準備書 9.10-108 ページ以降）では、水田で確認された、河川で確認されたというところは押さえながら予測しています。 [11/11 審査会]</p>	<p><u>補足資料 55 で説明済</u> <u>[11/29 審査会]</u></p>
		<p>植物も同様に、準備書 8-61 ページ記載のように水田が帯状に広がっていることを認識していますか。また、水田が何箇所、河川が何箇所と分けて調査されていますか。 [11/11 審査会]</p>		
		<p>例えば、準備書 8-61 ページの付着藻類 2 地点の調査は水田と河川どちらですか。河川で何箇所、水田で何箇所とシステムティックに調査を行い、影響評価を行うような手順が必要ではないかと思えます。 [11/11 審査会]</p>	<p>植物の調査、予測、評価の箇所は準備書 9.11-4 ページにもう少し具体的に示したものを記載しています。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>準備書 9.11-4 ページを見ても、河川なのか水田なのか分かりません。 [11/11 審査会]</p>	<p>もう一度準備書を確認します。 [11/11 審査会]</p>	
	12-34	<p>農地の生態系は畦や法面なども含んでおり、農地であれば同じ生態系が維持されるものではないため、評価書では法面が全くなくなることも踏まえて予測評価を行い、環境保全措置が適切かを改めて検討してください。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい、分かりました。 [11/11 審査会]</p>	<p><u>補足資料 56 で説明済</u> <u>[11/29 審査会]</u></p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-35	<p>【審議での指摘事項等】 水田を他の場所に代替で創造して欲しいという話はどこまで押せるのですか。今の段階ではもう難しい話なのですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 農地の継続については、基本的に地権者の意向によると事業者から聞いており、地権者の中で水田を希望する方は基本的にはないと事業者から説明がありました。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 <u>[11/29 審査会]</u></p>
		<p>【審議での指摘事項等】 事業者は、地権者が水田をやらないと言ったというよりは、水田と平らにすることのどちらを取るのか言ったところ、平らにする方を取るという回答だったと説明されていました。水田の価値は、生態系的にも他では得られないものがたくあるため、ぜひ押し付けて欲しいです。 [11/11 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 再度、事業者に確認します。 [11/11 審査会]</p> <p>【事業者回答】※事務局代読 <u>営農継続を希望する農家のほぼ全員が、将来の農業基盤整備について、当初から農業振興ゾーン内の傾斜の改善や水田の収益性が低いことから畑地としての整備を希望しています。検討の中で、当初は水田を残しても良いという意見もありましたが、少数の農家で自ら維持管理を行うことができないため、農業振興ゾーンに水田を残す希望はなくなりました。</u> [11/29 審査会]</p>	
		<p>【審議での指摘事項等】 アセス審査会は環境配慮がしっかりと組み込まれていくことを可能な限り担保しようということであり、計画をこうしろと言える役割を担っているわけではありません。最終的に具体的な計画や保全措置について事業者の責任で判断していくための手続きという位置づけで、なかなかの難しいところであり、忸怩たる思いがあります。 [11/11 審査会]</p>	-	
		<p><u>水田を残さないことについては理解しましたが、水田は生態系に大きく寄与しており、環境学習としての利用も期待されます。</u> 事業者も、新たに創出する生物の生息環境の中での環境学習の可能性を検討するという話ですので、その中に水田を入れていただけるとお願いしたいです。 [11/29 審査会]</p>	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-36	<p>【審議での指摘事項等】 事業者の説明において、地権者が「上瀬谷では（水田は）いいや」という発言をされていたことについて、上瀬谷以外の場所で水田が担保されているのか、事務局から確認して教えてください。 [11/11 審査会]</p>	<p>【事務局回答】 分かりました。 [11/11 審査会]</p> <p>【事業者回答】※事務局代読 上瀬谷地区の区画整理事業ではもう水田はいいという意味で、特に区画整理の換地で別の場所に水田を求めるものでも、区画整理の区域外に水田の代替地を求めるものでもありません。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
	12-37	<p>農道周りについて、これまで畔だったようなところをどのように保全できるかはかなり重要な点になります。農道の建設（舗装等）による影響について、きちんと記載してください。 [11/29 審査会]</p>	<p>了解しました。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
	12-38	<p>コンクリートで農道の擁壁を造るようですが、これは回避できないのですか。 [11/29 審査会]</p>	<p>なるべく道路に合わせた形で農地整備をできないか、そこに緑を残せないかということ在地権者と話し合いしながらやっていきたいと思っています。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>地権者の要望として農地に盛土などを行い、平らにするということは、自然を回復するまで相当な時間がかかり、その間は生物が利用できないという代償を払うため、この点については譲歩してくださいという交渉をして欲しいです。 [11/29 審査会]</p>	<p>様々な御意見を踏まえながら、地権者の皆様と調整していきたいと思っています。 [11/29 審査会]</p>	
	12-39	<p>補足資料 56 の環境保全措置の検討は、何をどこまで土地区画整理事業で行った後、公園整備事業に引き継ぐのかが分からないので、どのように整理されるのか、もう一度説明してください。 [11/29 審査会]</p>	<p>供用時の考え方として、事業実施区域全体を周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出と準備書 9.10-147 ページに記載のとおり、本事業での環境保全措置として考えております。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>土地区画整理事業で行うものとして考えているということですか。 [11/29 審査会]</p>	<p>はい。 [11/29 審査会]</p>	
		<p>公園整備事業のエリアについても土地区画整理事業の方で最初に行うということですか。 [11/29 審査会]</p>	<p>（区画整理事業は）農道や公道で行うイメージで、公園エリアは宅地を造って公園整備事業に引き継ぐ形になりますので、それ以降は公園整備事業になるかと思えます。 [11/29 審査会]</p>	
		<p>分かりました。 [11/29 審査会]</p>	<p>＝</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-40	緑地の創出について、どの程度のボリュームなのかはいつ頃分かるのですか。評価書でも分からないのですか。 [11/11 審査会]	公道に関しては概ね分かってくるのですが、農地はこれから地権者の方と調整する形になるため、今の段階で規模的にお示しすることはできません。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
		公道については評価書段階で明らかにされるということですか。 [11/29 審査会]	調整している段階でして、評価書には記載できないですが、歩道部分は緑を確保しながらやっていくということで御理解いただきたいです。 [11/29 審査会]	
	12-41	農道の部分の地権者は誰になるのでしょうか。 [11/29 審査会]	農道自体は横浜市で、農道に接する農地は民有地になります。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
		擁壁の部分はどちらになるのですか。 [11/29 審査会]	道路を守る擁壁であれば道路ですが、地権者の土地を守る擁壁であれば民有地になる可能性があります。 [11/29 審査会]	
		周辺との連続性について、生態系の観点では、擁壁の形や法面の工法などの細かいところでも違いが生まれます。横浜市の場合、積極的に配慮してください。 [11/29 審査会]	農道は基本的に舗装する予定です。どこまでできるかなどにつきましては、緑をどの程度確保できるかという記載などを含め、可能な範囲で記載することを検討します。 [11/29 審査会]	
		既に決まっていながら情報を出さずに、連続性をなるべく考えてやりますと言われても説得力がありません。 [11/29 審査会]	農道の脇にも法面が出る場合は横浜市のみ有地になります。そのようなところはなるべく緑を確保しながら有機的に繋げられるように検討していきたいです。 [11/29 審査会]	
		農道を舗装することは今初めて聞きました。何故準備書に記載されていないのですか。 [11/29 審査会]	この先、管理者や地権者の皆様と話し合いながら決めていくため、舗装や構成は決まっていない状況です。 [11/29 審査会]	
		舗装するとは、どういう意味ですか。 [11/29 審査会]	【事務局回答】 道路、河川、公園は最終的には横浜市であっても管理者（所管部署）は異なるため、どうしても、事業者のような答え方になります。 [11/29 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 生態系	12-41	<p><u>アセスメント図書としては、舗装される可能性があることを説明したうえで、対策については予測して記載すべきだと思います。農道であっても舗装されるのであれば、生物が道路を渡れるコリドーを作る必要性などの議論の機会を逃してしまったことは、事業者の誠意を疑う話だと思います。</u> [11/29 審査会]</p>	二	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p><u>所管課等と調整を要するとはいえ、もう少し正確な絵を示せる段階でなければ、環境影響評価は難しくなってしまうため、何をどこに、誰がどのように整備するのかが分からない段階でアセスにかかってしまったこと自体が問題と言えれば問題だったかと思えます。</u> [11/29 審査会]</p>	二	
		<p>【審議での指摘事項等】 <u>農道の取り扱いについて、市民の方に対して説明ができるように地権者や関係部署との議論のプロセスを含めた形で評価書に記載してください。</u> [11/29 審査会]</p>	二	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13 景観	13-1	土地区画整理事業の供用後の土地被覆を教えてください。 [6/28 審査会]	道路等の公共構造物は舗装等、宅地は土のままを想定していません。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	13-2	宅盤にアクセスする道路を表現してください。 [6/28 審査会]	-	補足資料 11 で説明済 [7/27 審査会]
	13-3	圍繞景観を近景で評価していることについて、対象事業実施区域内で遠景の眺望点になるような景観スポットの検討が必要です。 [7/27 審査会]	足元並びにその周辺遠景の見通しも考慮しながら調査したものの、もう少し他に良い地点があるのかもしれないため、その辺りは検討していきたい。 [7/27 審査会]	補足資料 37 で説明実施 [9/30 審査会]
	13-4	海軍道路の桜並木は、遠景における、対象事業実施区域内の景観資源になっていると思います。 (準備書の) A地点よりも(補足資料 37 の) ②地点の方が景観資源としての改変の影響を表現できると思いますので、そこはきちんと評価をしてください。 [9/30 審査会]	桜並木をどうするかということは、今後検討していくということになっていきますので、今回の御意見も入れながら検討の課題としてさせていただきたいと思います。 [9/30 審査会]	補足資料 48 で説明実施 [11/11 審査会]
		海運道路沿いが眺望景観の場にもなるという観点で、海軍道路自体からの景観設計の検討や、(補足資料 37 の) ④地点で新たに見下ろし的な空間ができる可能性を踏まえ、眺望を創るといような考え方で、景観軸になるような空間がどのようなところにあるのかというようなことを評価する必要があるのではないかと思います。考えを聞かせてください。 [9/30 審査会]	-	
13-5	桜並木に対する景観影響を準備書で表現しきれていないと感じています。遠景における桜並木がこの地域の景観軸になっているため、きちんと評価しておく必要があると思います。(補足資料 37 の) ①地点を評価の視点に加えてはいかがでしょうかと思います。 [9/30 審査会]	-		
	13-5	海軍道路の桜並木に関する懇談会の進捗状況、及び事業計画にどのような変化が生じているかを教えてください。 [9/30 審査会]	1 回目では現状を伝え、意見交換を行い、2 回目は緊急宣言の関係で延期中であり、これから深度化していく状況です。 [9/30 審査会]	説明済 [9/30 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13 景観	13-6	海軍道路の桜並木について、全て伐採され、新たに創出する具体的なプランに関しては、地域の人と話し合いをしているところだと理解して良いのですか。 [11/11 審査会]	そのとおりです。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
	13-7	補足資料 48 の写真 48-1(2)、(3)について、南側と北側で擁壁の高さに違いがある理由を教えてください。 [11/11 審査会]	農地の基盤を整備していく中で、少し段になっていく部分があり、北側が低く、南側が少し高いという位置づけになっているとこです。 [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		土地がそもそも高いということですか。なぜ、あえて景観も悪くなる高い擁壁を設置するのか、理由を知りたいです。 [11/11 審査会]	西側が一番低い地形になっているという形で御理解いただければと思います。 [11/11 審査会]	
		擁壁は必要なのですか。 [11/11 審査会]	土地利用を有効活用していく中では、壁が必要だと考えています。 [11/11 審査会]	
		高さが違った壁が必要だということですか。 [11/11 審査会]	今後、地権者と相談していく中で、若干変わる可能性があるかもしれませんが、今は最大限土地利用するためには壁が必要だという形で御理解いただければと思います。 [11/11 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13 景観	13-8	<p>補足資料 48 について、新たに創出する桜並木の位置や規模も協議中であるにもかかわらず、眺望景観、圍繞景観が代償されるとする根拠は何ですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>海軍道路の桜並木に関する懇談会は桜並木の再生をテーマに行っており、今の段階で無くなることはないことから、代償と記載しています。 [11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 58 で説明済 [11/29 審査会]</p>
		<p>眺望写真の事前、事後で表現できる代償と考えて良いですか。写真 48 の中に新たに植えられるという理解で良いですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>代償、桜並木の創出はしっかりやっていますが、樹種等決まっていない部分があるため、記載できないという状況です。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>遠景から捉えた景観資源としての桜並木の代償の規模感（総延長）が分からないのです。 [11/11 審査会]</p>	<p>総延長は、基本的に上瀬谷の基地の中の約 1 km は、全て植えていく形で考えています。ピッチはこれからの話になります。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>同じ場所に植えていくという理解で良いですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>拡幅した中での延長的な範囲はやっていくという形で御理解いただければと思います。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>写真 48 の中は全てが代償の対象範囲であるということですか。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい。 [11/11 審査会]</p>	
		<p>代償の範囲が分からないので、代償の範囲についての記述を追記してください。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい。 [11/11 審査会]</p>	
	13-9	<p>補足資料 58 について、桜並木の代償的な捕植を行うとしている区域内道路（全長 4.8km）の範囲を教えてください。 [11/29 審査会]</p>	<p>補足資料 60 の図 60-1 の白抜きの部分が道路とさせていただき、環状 4 号線以外の区域内道路 1～3 号（準備書 2-10 ページ記載）の総延長で約 4.8km に街路樹などを植えることを考えています。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>
	<p>No. 7 地点のフォトモンタージュに記載されている東西方向の道路は区域内道路に含まれないのですか。 [11/29 審査会]</p>	<p>（No. 7 地点の東西方向の道路）は農道扱いのため、区域内道路には含まれておらず、街路樹を植える計画はありません。 [11/29 審査会]</p>		
	<p>分かりました。 [11/29 審査会]</p>	<p>＝</p>		
	13-10	<p>農道沿いの盛土の擁壁の高さがどのように連続するかは、重要な点になってくるかと思うため、農道の建設による影響について、可能な限り記載してください。 [11/29 審査会]</p>	<p>了解しました。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済 [11/29 審査会]</p>

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
14 人と自然との触れ合い活動の場	14-1	<p>人と自然との触れ合いの活動の場（鎌倉古道北コースなど）あるいは景観利用の場（海軍道路の桜並木など）における触れ合い活動への影響について、どのように考えていますか。 [9/30 審査会]</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の項目で予測評価していません。鎌倉古道北ルートは改変による影響があると予測評価を記載していますので、評価書作成段階で更に検討しながら、より影響の少ない方向に持っていきたいと思っています。 [9/30 審査会]</p>	<p>補足資料 49 で説明実施 [11/11 審査会]</p>
		<p>工事期間中における人のレクリエーション行動の変化を踏まえた工事計画を立てることが大変重要だと思います。触れ合いの拠点へのアクセス性の変化や、周辺に新しい散策を求める方々も出てくるかもしれないというところを踏まえ、是非、予測評価をしてください。 [9/30 審査会]</p>	<p>-</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
14 人と自然との触れ合い活動の場	14-2	<p>補足資料 49 について、鎌倉古道北コースのどこにどの程度影響があるのか、定性的にでも記載する必要があります。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>図 49-1 の「瀬谷区」の文字の辺りから、上瀬谷小学校までの区間では、工事期間中及び将来においても影響があると考えています。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 59 で説明済</p> <p>[11/29 審査会]</p>
		<p>桜並木以外では影響はないのですか。上瀬谷小学校に西に入る歩道の一部は影響ないのですか。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>鎌倉古道北コースでは、説明した区間と、そこから上瀬谷小学校に向かう道も影響があります。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	
		<p>海軍道路から上瀬谷小学校に向かう道への影響に関する記述はどこにありますか。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>補足資料 49(1)に記載しており、上瀬谷小学校周辺の道路については、対象事業実施区域に含まれていますので、一部変更される可能性があり、影響が生じると予測しています。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	
		<p>補足資料 49(1)の「コースの一部が変更される」とは、消失するという意味ですか。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>環状 4 号線から上瀬谷小学校に向かう道路の形状が最終的には変わりますので、工事期間中は迂回、最終的にはほぼ同じ場所に移動することになると御理解いただければと思います。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	
		<p>復元されるのですか。また、鎌倉古道北コースとして復元されるということで良いですか。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>復元します。鎌倉古道北コースと言えるかは、これから調整になりますが、鎌倉古道北コースとほぼ同じルートで歩道を整備して復元されると御理解いただければと思います。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	
		<p>文化的施設を巡る側面もあると思いますので、道路がぶれるということであれば、文化的な資源等に関する具体的な影響を評価書で記載できますか。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>(鎌倉古道北コースの文化的な資源は)海軍道路沿いは、桜以外は無いため、影響は海軍道路の桜だけになるかと思っています。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	
		<p>周遊道路の分断という影響がレクリエーション活動に影響すると思われるため、影響がないとは言いきれないと思います。一部変更という言葉ではなく、どこにどの程度の影響が生じるかを評価書で追記してください。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	<p>評価書で記載する方向で検討させていただきます。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
15 廃棄物等	15-1	場外搬出する建設発生土について、埋立先や埋立方法など、もう少し具体的な情報を教えてください。 [7/27 審査会]	次回以降、対応します。 [7/27 審査会]	補足資料 25 で説明実施 [8/31 審査会]
	15-2	搬出先は答えられないとしても、なるべく近い埋立場所を探すことや、例えば、搬出車両のエネルギー消費量の低減、土対法に基づく適切な処理などは回答した方が良いと思います。 [7/27 審査会]	分かりました。 [7/27 審査会]	
	15-3	建設発生土の具体的な搬出先等が決まっていないことについて、補足資料 25 の内容を準備書にもきちんと記載してください。 建設発生土を管理する一貫した法律がないため、場外搬出する建設発生土については、発生者が責任をもつべきだと思います。どのように責任を持ち、どのように配慮するのか、(場内で)利用できなかった場合の対応などを準備書段階で記載してください。 [8/31 審査会]	検討します。 [8/31 審査会]	補足資料 38 で説明実施 [9/30 審査会]
	15-4	補足資料 38 について、搬出先を明確にするため、可能であれば、指定処分という言葉を入れることが望ましいと思います。 [9/30 審査会]	検討します。 [9/30 審査会]	補足資料 46 で説明済 [11/11 審査会]
		補足資料 46 の内容で結構です。 [11/11 審査会]	-	
16 温室効果ガス	16-1	建設機械の選定や工事用車両の走行ルートの変更の可能性など、様々な不確定要素がありますが、本事業による温室効果ガスの低減の程度を公表する予定はありますか。 [8/31 審査会]	今の段階で、公表するという考え方はないのですが、先生の御意見を踏まえ、今後、検討させていただければと思います。 [8/31 審査会]	補足資料 39 で説明済 [9/30 審査会]
	16-2	現時点で不確定要素が含まれる内容であり、努力目標のような形で示されていますので、是非、公表を検討してください。 [8/31 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1	工事用車両の運行の予測評価で限界需要率を超過しているが、対象事業実施区域の南側ルートの使用の予定はないのですか。 [6/28 審査会]	南側は住宅が多いため、現時点では北側と考えています。さらなる対策については、引き続き検討していきたいと考えています。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	17-2	工事車両の運行に伴う歩行者・自転車の安全に関する環境保全措置の「迂回ルート」は具体的にどこを指しているのですか。 [6/28 審査会]	今後検討していくなかでということで記載しています。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	17-3	工事用車両の予測地点について、地域社会5でも予測評価を行う必要があるのではないのですか。 [6/28 審査会]	工事用車両の走行ルートは北側を想定していることから、予測は地域社会1～4としています。環状4号線は一般車両も走行することから、南側を工事用車両が走行しない計画としています。 [6/28 審査会]	補足資料12で説明実施 [7/27 審査会]
		環状4号線は工事中も南から一般車両が走行すること、工事車両は対象事業実施区域内を走り回ることから、工事用車両が走行しない南側にも影響はあると考えられ、北側のみは心配です。 [6/28 審査会]	工事用車両の走行ルートは北側を想定していることから、予測は地域社会1～4としています。なお、環状4号線は一般車両も走行することから、南側にいかないような計画としています。 [6/28 審査会]	
		どのように対応していくのか、事務局とも相談し、また回答してください。 [6/28 審査会]	分かりました。 [6/28 審査会]	
	17-4	工事用車両に伴う南側から環状4号線に流入する一般車両への影響について、今あるデータから定量的に渋滞長、予想通過時間、旅行時間を示すなど、影響の程度を市民の方に見える形で示す必要があります。 [7/27 審査会]	持ち帰ります。 [7/27 審査会]	補足資料29で説明実施 [9/30 審査会]
	17-5	補足資料12について、運行ルートや運行時間帯を調整した結果、どのような数字になり、影響を回避出来るようになるのか、計算結果を示してください。 [7/27 審査会]	持ち帰ります。 [7/27 審査会]	補足資料29で説明実施 [9/30 審査会]
	17-6 ※	関係車両の走行について、地域社会7は交差点ではないため、その南側の瀬谷駅方面の交差点で予測評価すべきではないのですか。 [7/27 審査会]	両事業で調整します。 [7/27 審査会]	補足資料40で説明実施 [9/30 審査会]
17-7	補足資料40の26ページ以降の流入部の記号について、表の中の数字と図のアルファベットが対応するように修正してください。 [9/30 審査会]	-	補足資料44で説明済 [10/27 審査会]	

※ 同日審議の関連事業における指摘、質問事項等

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-8	<p>補足資料 29 環境保全措置として「ピーク時間帯における運行ルートの分散」を追記する（9ページ）とのことですが、分散を行った結果の計算結果が本資料ではないかと思しますので、今回の予測結果への対応になっていないのではないですか。 [9/30 審査会]</p>	<p>1 時間で通勤者が一斉に帰るという想定で工事用車両台数を算出していますが、作業終了時刻に応じて退勤時間をずらすことで、少しでも影響が少なくなるのではないかと思い、新たに「ピーク時間帯における運行ルートの分散」というような文言を付け加えようかと考えています。 [9/30 審査会]</p>	<p>補足資料 42 で説明済 [10/27 審査会]</p>
		<p>地域社会 2 について、これ以上の対策が困難であるならば、市民の方々に理解を求めるしかないのではないかと思います。 交差点需要率や車線混雑度は市民の方々が理解し難いため、仮定が必要かもしれませんが、渋滞長や旅行時間など理解しやすい指標で示すこと必要だと思します。 [9/30 審査会]</p>		<p>補足資料 42 で説明済 [10/27 審査会]</p>
	17-9	<p>現在の仮定に対し、退勤の分散を想定した予測値を示すことが必要だと思します。 [9/30 審査会]</p>	<p>1 時間で全部の車が退勤するという最悪の状態を想定した予測結果のため、保全措置としてここに、「ピーク時間帯における運行ルートの分散」を追加したいという考えです。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>現在、1 時間で退勤と仮定した値があるわけですから、機械的にも均等に分散させ、交差点の混雑状況がどの程度改善できるのかを予測して示していただくことが必要ではないかと思します。 [9/30 審査会]</p>	<p>持ち帰って検討します。 また、分かりやすい市民へ伝え方（渋滞長などの表記の仕方）について、見直しによる影響も踏まえて、今後、検討します。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>検討した結果は、次回以降の審査会で説明してください。 [9/30 審査会]</p>	<p>はい。 [9/30 審査会]</p>	
	17-10	<p>補足資料 42 について、退勤を 2 時間に分散させた再計算の結果、(交差点) 需要率が基準値以下になったことは良かったと思します。本資料に示された検討内容を実施可能な工程計画や労務管理を行い、着実に実行してください。 [10/27 審査会]</p>	<p>はい、ありがとうございます。 [10/27 審査会]</p>	<p>説明済 [10/27 審査会]</p>

■ 事後調査について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
B 事後調査	B-1	<p>法に基づく事後調査は行わないとしても、予測と同じ条件になっている状況か、モニタリングが必要です。モニタリングを行う予定はあるのでしょうか。 [6/28 審査会]</p>	<p>例えば地下水など、計画的にモニタリングを行う項目もありますので、事業をやりながらどこまでできるかも含めて、今後の課題とさせていただきます。 [6/28 審査会]</p>	<p>補足資料 26 で説明済 [8/31 審査会]</p>
		<p>前向きな対応をお願いします。 [6/28 審査会]</p>	-	
	B-2	<p>着工後、現時点で想定できない状況が発生することも十分有り得るため、モニタリングに関しても状況の変化に応じて適切な対応を実施してください。 [8/31 審査会]</p>	-	
	B-3	<p>地下水の事後調査について、水よりも密度が高い重金属のような汚染物質の沈殿により、下の方の汚染も考えられるため、採水地点（水位）を可能な限り工夫してください。 [8/31 審査会]</p>	-	<p>補足資料 41 で説明済 [9/30 審査会]</p>
	B-4	<p>準備書の表 9.4-21 の事後調査の項目に BOD や SS を加える必要があります。 また、補足資料 26 の『④水質-水の汚れ』については、健康項目の他にダイオキシン類を加える必要があります。 [8/31 審査会后]</p>	-	<p>補足資料 41 で説明済 [9/30 審査会]</p>

■ その他

項目	No	指摘、質問事項等	事務局の説明等	取扱い
C その他	C-1	<p>関連事業について、最終的には環境の総合的な評価が必要だと思えます。可能な限り統合的な評価ができるよう、資料の作り方、審議の進め方を検討してください。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	-	事務局資料で説明済 [7/27 審査会]
	C-2	<p>オオタカに関する記載方法について、非公開が行き過ぎではないですか。どのような予測が行われ、影響の程度がどうかも一切外に出せないのはおかしいと思えます。</p> <p>白紙は是非回避していただきたいです。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>この程度はやはり出すべきではないかなども含め、図書上、非公開になっている部分については、次回、非公開で審議をお願いします。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	非公開審議実施 [8/31 審査会]
	C-3	<p>花博後の再開発の計画について、将来的な方向性が変わる可能性があるのであれば、それを踏まえた議論も必要になってくるのではないですか。</p> <p>審査会はどのようなスタンスで審査すれば良いのか、一度整理していただきたい。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	<p>事業者への確認内容を踏まえ、審査会にどのように審議していただくのか検討し、次回報告します。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	事務局説明済 [8/31 審査会]
	C-4	<p>生態学では、生態系が接している場所を指すが、事業者は色々なタイプの生態系を含むところ（ビオトープのようなもの）を指しているように思われます。アセス関係のエコトーンという用語の使い方を教えてください。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	<p>確認します。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	事務局説明済 [10/27 審査会]
	C-5	<p>【意見陳述後の指摘事項等】</p> <p>谷戸が埋め立てられると意見陳述があったことについて、谷戸や河川の部分が何故現地視察で示されなかったのか疑問に思っています。なぜ視察ルート入っていなかったのか、是非伺いたいです。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>今回は、区画整理、公園事業、軌道事業の3事業をまとめて行う形とさせていただきました。</p> <p>現場視察は手続きに入る前の段階のもので、その時点で得られた情報を基に限られた時間の中で有効に視察いただくことを念頭に企画しました。今後、視察を設定する際には、事業の特性、あるいは地域の特性を踏まえ効果的に視察いただけるよう、努めてまいりたいと思えます。</p> <p>[11/11 審査会]</p>	事務局説明済 [11/11 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事務局の説明等	取扱い
C その他	C-6	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>市長意見の申述期限を考慮すると、事業者へ質疑応答ができる回数が少ないため、しっかりとした補足説明の準備をするよう、事業者伝えてください。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>分かりました。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>事務局説明済</p> <p>[10/27 審査会]</p>
	C-7	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>意見陳述の時期について、議論が進んでからではなく、可能な限り早い時期に実施してください。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>条例上、意見書に対する事業者見解の縦覧期間中に意見陳述の募集をする規定になっていますので、この時期になっているところです。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>事務局説明済</p> <p>[10/27 審査会]</p>
		<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>理解はできました。今後の課題かもしれませんが、配慮書手続き段階で意見陳述の場を設けることが出来れば、より充実した検討ができる気がします。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	-	
	C-8	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>意見陳述の内容は、事業者へ伝えられるということで良いですか。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>はい。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>事務局説明済</p> <p>[10/27 審査会]</p>
	C-9	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>意見陳述で提供された情報を踏まえ、事業者としての考えや対応について、補足説明が必要です。</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>分かりました。事業者へ伝えま</p> <p>す。</p> <p>* 審議等での確認事項 A-13～16、12-29～31</p> <p>[10/27 審査会]</p>	<p>事務局説明済</p> <p>[10/27 審査会]</p>
	C-10	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p><u>地権者や所管課との協議の進捗状況やその内容を公にすることを答申に反映できるよう、検討事項一覧に盛り込んでください。</u></p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p><u>分かりました。</u></p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p>事務局説明済</p> <p>[11/29 審査会]</p>